

WTO約束表の改善(サービス国内規制)に関する確認書

(正式名称：千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書)

背景

- サービス国内規制とは、サービス提供に当たって必要とされる資格・免許の要件・手続等に関連する加盟国の措置を指す。サービス国内規制がサービス貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、新たな規律の作成交渉がWTOでは行われてきた。
- 2017年12月：第11回WTO閣僚会議で有志国が「サービス国内規制に関する共同閣僚声明」を発出。以降、有志国での規律作成交渉が加速。
- 2021年12月：有志国による交渉妥結。各国がそれぞれ交渉結果(新たな規律)を自国の約束表に反映することに。
- 2024年2月：日本の約束表の改善(新たな規律の反映)についてWTOにおける確認手続が完了。



2021年12月有志国会合議長国による交渉妥結宣言

現時点(※2025年2月20日時点)で72のWTO加盟国・地域が本取組に参加(世界のサービス貿易の90%以上を占める)しており、53か国・地域で約束表の改善が効力を生じている(米、EU、加、中、韓他)。

新たな規律の主な内容

※日本の約束表に記載する全てのサービス分野について、主に以下を内容とする規律を追加的に約束。

- ◆ **透明性**
 - ✓ サービスの提供に係る許可の取得等に関する情報・関係法令案の公表 等
- ◆ **法的確実性、予測可能性**
 - ✓ 合理的な期間内の審査完了、申請拒否時の理由通知 等
- ◆ **手続の円滑化**
 - ✓ 電子的様式による申請受理、通年での申請受理
 - ✓ 客観的で透明性を有する基準に基づく規制、公平な手続 等

(参考) サービス貿易の例



意義・早期締結の必要性

- サービス分野における世界の主要な貿易国が参加する規律に日本が参加することにより、より多くの国の参加が促され、ひいては我が国企業を含む外国進出企業がサービスを提供する際の利便性が向上する。
 - ※規律の完全な実施による世界のサービス貿易のコスト削減額は、年間約1,500億米ドルに上り得る(2021年WTO及びOECDの推計)。
- WTOにおいて24年ぶりに妥結したサービス貿易に関する新たなルール策定であり、また、WTOにおける有志国間でのルール策定の好例でもある。我が国が早期に約束表の改善に関する確認書を締結することは、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化にも資する。